

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02306

研究課題名(和文)バイリンガリズムに基づく言語マイノリティの教育機会の保障に関する日米比較研究

研究課題名(英文)Comparative study between Japan and United States of America on the guarantee of educational opportunities for language minorities based on bilingualism

研究代表者

滝沢 潤 (TAKIZAWA, JUN)

広島大学・人間社会科学研究科(教)・准教授

研究者番号：20314718

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：日本語指導が必要な児童生徒の母語の多様化や日本全国への散在化と特定地域への集住化の同時進行を考慮して、そうした児童生徒の母語・母文化教育保障において、オンライン(ICT)による学習支援、教育機会保障が有力な方途であることを示した。これを踏まえ、高校段階までの継続的広域的な(教育)行政を担う都道府県・政令指定都市の教育振興基本計画及び教育大綱を考察し、日本語指導が必要な児童生徒等に対する教育の方針、支援のあり方に大きな格差が存在していることを明らかにした。また、ICT、オンラインによる学校間・自治体間等との連携協力の推進や高校段階までの総合的継続的な行政支援の必要性を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本語指導が必要な児童生徒に対する教育・教育行政は、将来の日本社会をどのように展望するのかに大きく関わる問題であり、それだけに様々な対立、葛藤も予想される。本研究は、こうした問題の解決に果たす指導性、専門性が都道府県等の教育行政に求められていることを指摘するとともに、日本の普通教育機会保障における就学義務(就「学校」義務)制度の課題とその克服をあり方について、ICT(オンライン)の活用を前提とした制度へと改革していくことで、継続的広域的な普通教育機会保障が可能になることを指摘した。このような指摘は、社会の多言語化の進展する日本において、学術的のみならず、大きな社会的意義を有するものである。

研究成果の概要(英文)：Considering the diversification of the native languages of children who need Japanese language instruction and the simultaneous progression of their dispersion throughout Japan and their concentration in specific regions, we have shown that online (ICT) learning support and educational opportunities for such children are promising ways to guarantee their mother tongue and native culture education.

In addition, we examined the Basic Plan for the Promotion of Education and the Outline of Education of prefectures and ordinance-designated cities that are responsible for continuous, wide-area (educational) administration up to the high school level, and found that there are large gaps in educational policies and support for students who need Japanese-language instruction. This study also clarified the need to promote cooperation among schools and local governments through ICT and online, and to provide comprehensive and continuous administrative support up to the high school stage.

研究分野：教育行政学、教育制度学

キーワード：バイリンガリズム 言語マイノリティ 平等な教育機会保障

1. 研究開始当初の背景

「移民国家」であるアメリカ合衆国においては、移民児童生徒を中心とした英語を第一言語(母語)としない言語マイノリティが全米的に増加・多様化し、言語マイノリティに対する教育が、大きな社会的政治的争点となってきた。特に、全米で最大規模の移民を受け入れているカリフォルニア州では、英語による統合か(イングリッシュ・オンリー)、英語と言語マイノリティの第一言語の二つの言語による統合か(イングリッシュ・プラス=バイリンガリズム)の間で大きな対立・葛藤があった。しかし、2016年の大統領選挙と同時に行われた州民投票(住民投票)提案58の可決によって州法が改正され、1998年以降、州公立学校で事実上禁止されていた(英語と言語マイノリティの第一言語を用いる)バイリンガル教育が改めて実施可能となり、大きな転換点を迎えた。

アメリカにおける言語マイノリティ教育に関する研究は、英語習得や学力向上に関する実証的研究や政策研究など多くの蓄積があり(Thomas, Wayne P., Collier, Virginia, *School Effective for Language Minority Students*, National Clearinghouse for Bilingual Education, 1997.など)これらに加え、申請者も研究業績に掲げた諸研究によってアメリカ、カリフォルニア州の言語マイノリティ教育政策の成果や課題について明らかにしてきた。しかし、バイリンガリズムを理念とする言語マイノリティの教育機会の保障が、どのような社会的、行財政的、制度的条件の関連(=「構造」)において実現され、成果を上げているのかを明らかにする研究は未着手の状況にあった。

一方、現在、日本は、少子高齢化と人口減少のなかで、平成28年度には外国籍、日本国籍を合わせた「日本語指導が必要な児童生徒」数は、過去最大(43,947人)となった。このような「内なるグローバル化」に関しては、日本語指導が必要な児童生徒の学校への適応・不適応の分析や日本語習得に関する実証的理論的研究などが行われてきた。また、日本においても日本語指導が必要な児童生徒の第一言語(母語)教育の重要性が指摘されており(宮島喬・太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会、2005年。など)各自治体でも第一言語による指導、支援の取り組みがある。しかしながら、バイリンガリズム(日本語と日本語指導が必要な児童生徒の第一言語の言語能力の習得、伸長)を理念として確立し、そのための教育機会を保障するという動向は十分な展開を見せておらず、そうした観点からの研究も特定地域を対象にした実践的研究(野元弘幸「日本におけるバイリンガル教育の可能性 - 日系ブラジル人集住地域における事例を中心に - 」『人文学報』396号、2008年、27-40頁。)などに限られる。

以上のような学術的背景を踏まえ、本研究では、次の二つの「核心的な問い」を設定した。

カリフォルニア州におけるバイリンガリズムを理念とする言語マイノリティの教育機会の保障が、どのような社会的、行財政的、制度的条件の関連(=「構造」)において実現されているのか

の「構造」を基にした場合、日本の各自治体の現状にはどのような課題があり、その課題克服にはどのような取り組みが求められるのか

日本と「移民国家」アメリカでは、国家の成り立ち(歴史、人口構成等)が大きく異なる。しかし、アメリカ、カリフォルニア州も日本(多数派言語=日本語)と同様、多数派言語=英語への同化圧力が強く、そうした状況のなかで、各学区教育委員会がバイリンガリズムの理念に基づく教育機会の保障に取り組んできた。このようなアメリカ、カリフォルニア州における取り組みを踏まえることで、日本における現状追認(多数派言語(日本語)の習得、同化)の発想を相対化し、バイリンガリズムの理念にもとづいた教育機会の保障という新たな理論的実践的可能性を高めることができると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、日本におけるバイリンガリズムの理念に基づく教育機会の保障に関する総合的な研究の一部として、次の2点を目的に行うものである。第一に、アメリカにおけるバイリンガリズムを理念とした言語マイノリティの教育機会の保障に関する理論モデルを構築する。第二に、その理論モデルに基づいた日本の現状分析を通じて、日本におけるバイリンガリズムを理念とした教育機会の保障に関する課題とその解決策を明らかにすることである。このような目的は、日本における日本語指導が必要な児童生徒が教育行政・政策上の「問題」であるとの認識を、グローバル化が進展する中での「人材」であるとの認識へと転換を促し、バイリンガリズムの理念に基づく教育機会を保障するための理論的実践的知見を提示することで、そうした子どもたちに豊かな教育機会を保障するとともに、日本における言語・文化の多様性を日本の言語・文化的、社会経済的な豊かさの源泉とすることを意図して設定された。

3. 研究の方法

本研究では、まず「核心的な問い」に関して、カリフォルニア州におけるバイリンガリズムの理念を基にした教育機会の保障に取り組む学区教育委員会を、客観的な条件(全児童生徒数、言語マイノリティ児童生徒数、社会経済的背景、実施されているバイリンガル・プログラムの種

類)で分類し、そのなかで、社会階層が低く、言語能力や学力の向上に不利とされる言語マイノリティ児童生徒の英語および第一言語習得と学力向上に成果を上げている学区(「効果のある学区」と成果を上げていない学区(「効果のない学区」)を抽出する。そして抽出された「効果のある学区」と「効果のない学区」への訪問調査を実施し、学区政策の特徴、機会保障の基盤となる学校制度、教員採用・研修の方法、カリキュラム・教材開発、保護者の学校参加等の観点から両者を比較考察し、成果をあげている要因を構造的に把握し、理論モデルを構築する。

次に「核心的な問い」については、「核心的な問い」に関する考察を通じて得られた理論モデルを基にした質問紙調査を作成し、日本において日本語指導が必要な児童生徒が在籍する教育委員会を対象に調査を行う。質問紙調査によって日本の全国的な動向を把握するとともに、バイリンガリズムの理念に基づく教育機会の保障に取り組んでいる(方針を持つ)教育委員会(自治体)への訪問調査を行い、そのような教育機会の保障を確立するうえでの課題を明らかにし、その解決策について提言することを第二の目的とする。

4. 研究成果

上述したように、本研究は、「核心的な問い」に関して、カリフォルニア州への訪問調査を通じて、成果の要因を構造的に把握し、理論モデルを構築することを前提に、「核心的な問い」に関して、日本の全国的な動向把握とバイリンガリズムの理念に基づく教育機会保障に取り組んでいる(方針を持つ)教育委員会(自治体)への訪問調査を行う計画であった。しかしながら、2019年末からの新型コロナウイルスの感染拡大によって、予定していたカリフォルニア州への訪問調査を直前に断念せざるを得なかった(2年目以降も同様)。そのため、大きな研究計画の見直しを迫られることとなった。

こうした状況を踏まえ、本研究では、「核心的な問い」に関する日本語指導が必要な児童生徒に対する教育機会保障を対象として研究を進めることとした。そこでまず、日本語指導が必要な児童生徒に対する普通教育機会保障の前提となる日本の就学義務制度について、制度論的考察を行なった。日本の就学義務制度は、学校教育法第一条に定める一条校への「通学」を前提としたもの(就「学校」義務制度)であり、このような教育機会保障における制度的課題を、とりわけ不登校児童生徒の現状と課題の考察、及び中教審の基本的な考え方や施策の方向性を通じて、明らかにした。これを踏まえつつ、日本語指導が必要な児童生徒の母語(第一言語)の多様化やそうした児童生徒の日本全国への散在化と特定地域への集住化の同時進行を考慮して、そうした児童生徒の母語・母文化教育保障において、オンライン(ICT)による学習支援、教育機会保障が有力な方途(例えば、集住地域を中心に推進、蓄積されてきた母語、母文化教育を他の、とりわけそうした経験や人的資源等の乏しいと考えられる散在地域の学校とオンラインで繋ぎ、連携協力すること、あるいは、日本語指導が必要な児童生徒の指導充実のために設置されてきた拠点校での母語指導を充実させつつ、そこに通学できない児童生徒への指導をオンラインで行うことなど)であることを示した。

上記のような日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況や研究成果を踏まえれば、そうした児童生徒に対する教育機会保障は、広域的継続的に行われる必要がある。そこで、高校段階までの継続的広域的な(教育)行政を担う都道府県・政令指定都市が、日本語指導が必要な児童生徒の教育機会保障に関してどのような理念、方針を有しているのかについて、都道府県等の教育振興基本計画及び教育大綱を網羅的に収集し、整理・分析し、考察を行なった。

研究当初より、日本語指導が必要な児童生徒の人数、あるいは、歴史的背景、教育実践の蓄積等によって、都道府県等の優先順位が異なることは想定された。しかしながら、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育(行政)支援には、広域、継続、総合的な取り組みが要請されることから、都道府県等が果たすべき役割は大きい。それを踏まえると、大綱・計画の規定が、実際に取り組まれている支援事業等の充実と対応しているかどうか断定はできないものの、規定レベルでは、都道府県等に日本語指導が必要な児童生徒等に対する教育の方針、支援のあり方に大きな格差が存在していることが明らかとなった。そのような大きな格差は、日本語指導が必要な児童生徒の国籍に関わらず、教育の機会均等保障を責務とする教育行政にとって看過できない問題を引き起こす(引き起こしている)可能性がある。さらに、本研究で設定した分析・考察の全ての観点(母語・母文化、ICTの利活用、他機関及び団体等との連携協力、広域継続支援体制)に関する規定がある愛知県、三重県、鳥取県、大阪市、堺市については、その方針、支援のあり方等に関して先進的な取り組みを実施している(実施する予定)であり、今後の事例研究の対象として優先的に研究を進める必要がある。特に、母語(母文化)を、日本語習得や適応の「手段」として位置づけるのではなく、母語・母文化の保持・伸長、自国の言語・文化(母語・母文化)の学習機会の保障、(日本人の)児童生徒との相互理解の促進といった、(習得、伸長すべき)目的としての母語・母文化に位置付けている大阪市の政策は特に注目される。このような方針は、日本語指導が必要な児童生徒の日本語習得を促進するとともに、日本社会に言語的文化的豊かさをもたらす方針とも捉えられ、日本におけるバイリンガリズムの理念に基づく教育機会保障の先進的な方針、取り組みとして評価できよう。また、ICT、オンラインによる学校間・自治体間等との連携協力の推進、そのための情報インフラの整備や、幼児期から高校段階までの総合的継続的行政支援は、むしろ、日本語指導が必要な児童生徒数が少なく、母語に多様性がある場合に、より必要かつ重要であるとも考えられる。

本研究が対象とする日本語指導が必要な児童生徒に対する教育・教育行政は、将来の日本社会

をどのように展望するのかに大きく関わる問題であり、それだけに様々な対立、葛藤も予想される。こうした問題の解決に果たす指導性、専門性が都道府県等の教育行政に求められていると考えられ、こうした観点からも研究を進める必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 滝沢潤、BAT ERDENE DAGI IMAA、内田圭佑、川本吉太郎、橋本拓夢、樊偉セン、依龍太郎、田芯語、藤井冴佳、馬 承昭	4. 巻 第67巻
2. 論文標題 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした 地方教育政策に関する研究 -都道府県・指定都市の教育大綱、教育振興基本計画の分析-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 教育学研究紀要	6. 最初と最後の頁 367-388
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 滝沢潤	4. 巻 第88巻第4号
2. 論文標題 「就学」と「通学」の分離による普通教育機会保障制度の再構築	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育学研究	6. 最初と最後の頁 2-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 滝沢潤、BAT ERDENE DAGI IMAA、内田圭佑、川本吉太郎、橋本拓夢、樊偉セン、依龍太郎、田芯語、藤井冴佳、馬 承昭
2. 発表標題 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした 地方教育政策に関する研究 -都道府県・指定都市の教育大綱、教育振興基本計画の分析-
3. 学会等名 中国四国教育学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------